

文教委員会資料

請願第29号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書採択の要請に関する請願

- 資料1 義務教育費国庫負担制度について（文部科学省資料）
- 資料2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要（文部科学省資料）
- 資料3 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）（文部科学省資料）
- 資料4 中学校における学級編制の比較等
- 資料5 学級編制基準の弾力的運用について
- 資料6 学級数及び児童生徒数に応じた定数について
- 資料7 高等学校における学級編制について
- 資料8 令和5年度国の予算編成に対する要請書（川崎市）
- 資料9 要望書（指定都市教育委員会協議会）
- 資料10 請願要旨に対する本市の考え方について

令和4年6月17日

教育委員会事務局

義務教育費国庫負担制度について

資料1

制度の基本的役割

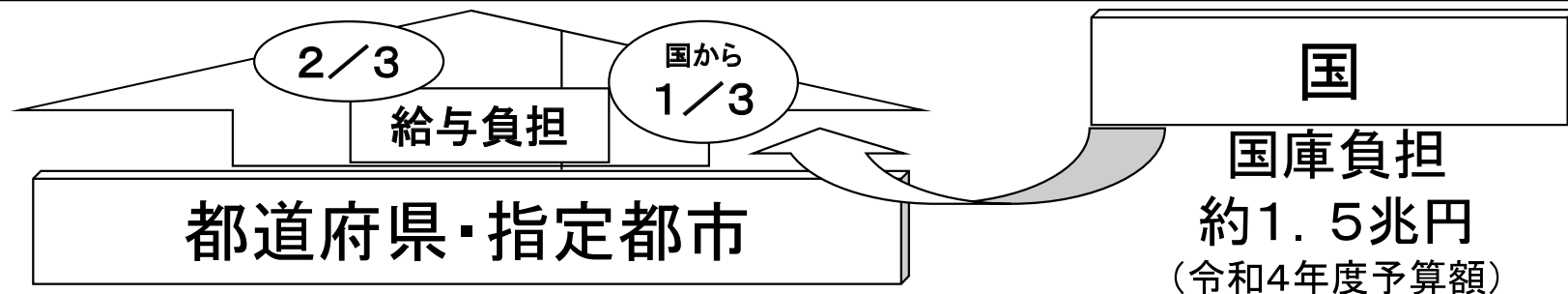
- ⑥憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.5兆円)

(約68.9万人:小学校40.8万人、中学校23.2万人、特別支援学校4.9万人)



国庫負担金の算定方法

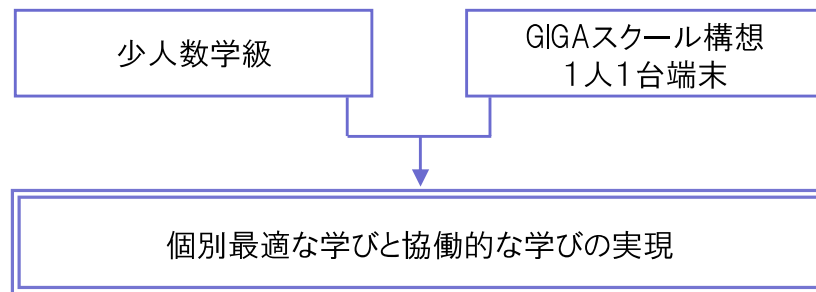
給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3

(※標準法定数(基礎定数+加配定数))

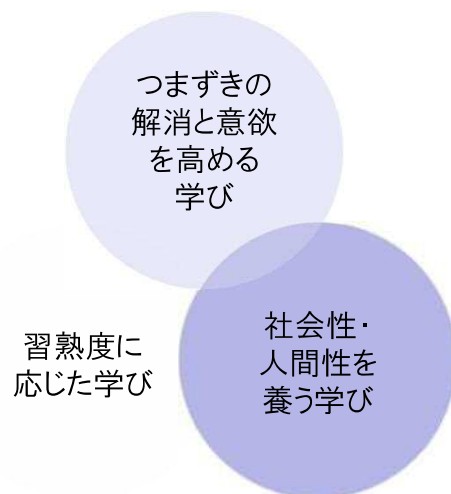
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※ 義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～

令和4年度予算額（案） 1兆5,015億円
（前年度予算額 1兆5,164億円）
文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,690人の改善。

- ・教職員定数の改善 +98億円（+4,690人）・教職員定数の自然減等 ▲147億円（▲6,912人）
 - ・教職員配置の見直し ▲6億円（▲280人）・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円
- ※このほか、人事院勧告や教職員の若返り等による給与減や積算見直しがある。

資料3

小学校高学年における教科担任制の推進等

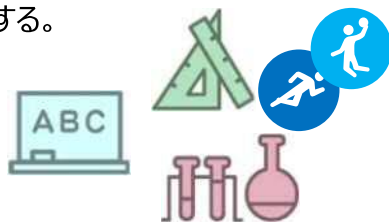
+1,030人

○ 小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

（優先的に専科指導の対象とすべき教科）
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点等を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和4年度は、950人の定数改善を図る。（改善見込総数は3,800人程度）
※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○ 学校における働き方改革や

複雑化・困難化する教育課題への対応 +180人（一部再掲）

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +150人
- ✓学校運営体制、チーム学校の実現に向けた指導体制の整備等 +30人（養護教諭・栄養教諭等）

小学校における35人学級の推進

+3,290人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

（学級編制の標準の引下げに係る計画）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

（参考）35人学級の効果検証に必要な実証研究（別途計上）

少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に検証する。

＜経済財政運営と改革の基本方針2021（抜粋）＞

小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する...（略）。

教育課題への対応のための基礎定数化関連

+370人

H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 586人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 101人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲52人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲265人

中学校における学級編制の比較等

1 学級編制

35人編制とした場合の学級増及び学級増に伴う必要な人件費（R4.5.1）

		標準学級数	35人編制 学級数	学級増	教職員数	費用(千円) 人数×単価
中 学 校	1年生	269	300	31	56	471,744
	2年生	264	299	35	55	463,320
	3年生	268	310	42	62	522,288
	計	801	909	108	173	1,457,352

- 令和4年5月1日時点の生徒数を基に、40人編制とした通常学級の数で「標準学級数」としています。
- 各学年を35人編制した通常学級の数で「35人編制学級数」としています。
- 「教職員数」は、学級増に伴い必要となる教職員の数であり、義務標準法に基づき試算しています。

※ 一人あたりの人件費

令和4年度一般会計の当初予算における教職員を含む職員一人あたりの人件費

8,424千円

※ 上記人件費には、退職手当、児童手当は含めていない。

2 教室の整備

- 学級増に伴い不足が見込まれる教室数については、学校ごとに転用可能な教室やその他スペースの有無等、さまざまな実情があるため、一概に示すことは困難です。
- 中学校において35人以下学級を実施する場合には、詳細な現況調査が必要となります。

3 少人数学級（研究指定校）の取組概要

● メリット

- ・ 生徒一人一人のつますきに教員が気づくことができ、個々の生徒にきめ細やかな指導、助言ができた。
- ・ 学習面では教科担任が1クラスの生徒の学習内容等について、きめ細かな評価をすることができ、それを個々の生徒の状況に応じて指導につなげることができた。
- ・ 進路指導においても、生徒、保護者との面談時間を十分に確保できたため、各家庭の要望に柔軟に対応することができた。

● デメリット

- ・ 一部の職員の持ち時間の増加による負担増が感じられた。
- ・ 学年の職員構成で、副担任の数の減少によって起こる、緊急時の人手不足や事務処理の負担増

学級編制基準の弾力的運用について

本市では、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数指導やチーム・ティーチング、少人数学級を選択できるようにしており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるようにしている。

少人数学級は、「川崎市立小中学校における少人数学級に関する研究実施要綱」に基づき、1 学級あたりの児童又は生徒数が 35 人を超える学年や標準学級数が前学年時の実学級数を下回るなどの学年に対し、指導方法工夫改善定数を学級担任に充てて、研究指定校として実施している。

【学年ごとの研究指定実施件数】

	小学校					中学校			
	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計
R4	1	20	21	8	50	1	4	4	9
R3	14	15	6	16	51	4	3	4	11
R2	11	7	13	15	46	2	1	4	7
R1	8	14	12	16	50	0	3	3	6
H30	11	12	15	16	54	4	2	3	9
H29	12	11	13	14	50	2	2	3	7

- 令和3年度以降、義務標準法の一部改正による段階的な学級編制の標準引き下げに伴い、少人数学級等の実施のために措置されている加配定数の一部の振替が行われている。

学級数及び児童生徒数に応じた定数について

1 養護教諭の定数

義務標準法第8条

3 学級以上の小学校及び中学校の合計数	×	1
児童の数が 851 人以上の小学校 生徒の数が 801 人以上の中学校	】	の合計数
	×	1

2 栄養教諭及び学校栄養職員の定数

同法 第8条の2

学校給食 単独実施校	児童又は生徒の数が 550 人以上の学校数	×	1
	549 人以下の学校数	×	1/4
共同調理場	児童及び生徒の数が 1,500 人以下	×	1
	1,501 人～6,000 人	×	2
	6,001 人以上	×	3

3 学校事務職員の定数

同法 第9条

4 学級以上の小学校及び中学校の合計数	×	1
3 学級の小学校及び中学校の合計数	×	3/4
27 学級以上の小学校 21 学級以上の中学校	】	の合計数
	×	1

高等学校における学級編制について

1 学級編制

公立高等学校の学級編制の標準は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下「高校標準法」という。）で、全日制の課程又は定時制の課程における1学級の生徒の数は、40人を標準とすると定められており、それを踏まえながら、本市を含め神奈川県内の公立高等学校では、次のとおりとしている。

【1学級の生徒数の標準】

	全日制課程	定時制課程
国	40人	40人
神奈川県	40人	35人
川崎市		

2 川崎市立高等学校の学級数

	全日制	定時制
川崎高等学校	普通科3 生活科学科1 福祉科1	普通科4
幸高等学校	普通科3 ビジネス教養科3	
川崎総合科学高等学校	情報工学科1 総合電機科1 電子機械科1 建設工学科1 デザイン科1 科学科1	クリエイト工学科1 商業科1
橘高等学校	普通科5 国際科1 スポーツ科1	普通科2
高津高等学校	普通科7	普通科2

(抜粋)

令和5年度

国の予算編成に対する要請書

(文部科学省)

令和4年6月

川崎市

教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 義務教育9年間を見通した指導体制の確立や、教員の持ちコマ数の軽減により働き方改革にも資する教科担任制の本格導入について、全校実施が可能になるよう基礎定数化する等の定数改善を行うこと。
- 2 特別支援学級に在籍する障害児童生徒への適切な支援体制や、不登校等への早期発見・早期対応、急増する日本語指導を必要とする児童生徒への対応等、支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、さらに、特別支援学級の学級編制基準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 小学校における教員希望者が全国的に減少する中、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。

■ 要請の背景

- 教員の長時間勤務が全国的な課題である中、小学校における学級編制の標準の見直し（35人化）が行われたところですが、令和3年7月にまとめられた「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」による専門性を担保した授業の質の向上、小中学校間の円滑の接続、持ちコマ数の軽減によるさらなる働き方改革の推進等の効果を見据え、教科担任制の本格的な導入を行う必要があります。
- 学校現場では、特別支援学級の在籍児童生徒数の増加や、障害の重度・重複化、多様化、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒など、支援を必要とするニーズが多様化していることを踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 一方、全国的に教員採用試験の受験者数、倍率が低下し、質の高い教員の確保が困難となっている状況の中、当面児童生徒数が増加する本市においては、これらの教育人材の確保は喫緊の課題です。将来の学校教育を担う人材を増やすため、効果的な施策を実施する必要があります。

■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況の例

(1) いじめ認知件数の推移

年度	小学校	中学校	合計
28年度	1,165	231	1,396
29年度	1,923	253	2,176
30年度	2,973	263	3,236
元年度	4,027	349	4,376
2年度	3,688	260	3,948

令和2年度微減だが、増加傾向

(2) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移

年度	小学校	中学校	合計
元年度	441	150	591
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791

2年間で1.4倍。毎年100名程度増加

(3) 事由別長期欠席状況の推移

一貫して増加傾向

年度	小学校						中学校					
	長欠	病気	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	不登校出現率	長欠	病気	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	不登校出現率
28年度	730	189	378		163	5.2	1,417	171	1,116		130	38.2
29年度	763	214	430		119	5.9	1,477	195	1,242		40	42.4
30年度	932	232	529		171	7.2	1,593	203	1,338		52	46.2
元年度	1,009	158	700		151	9.4	1,616	187	1,389		40	47.6
2年度	1,271	164	807	190	110	10.9	1,689	169	1,370	119	31	46.1

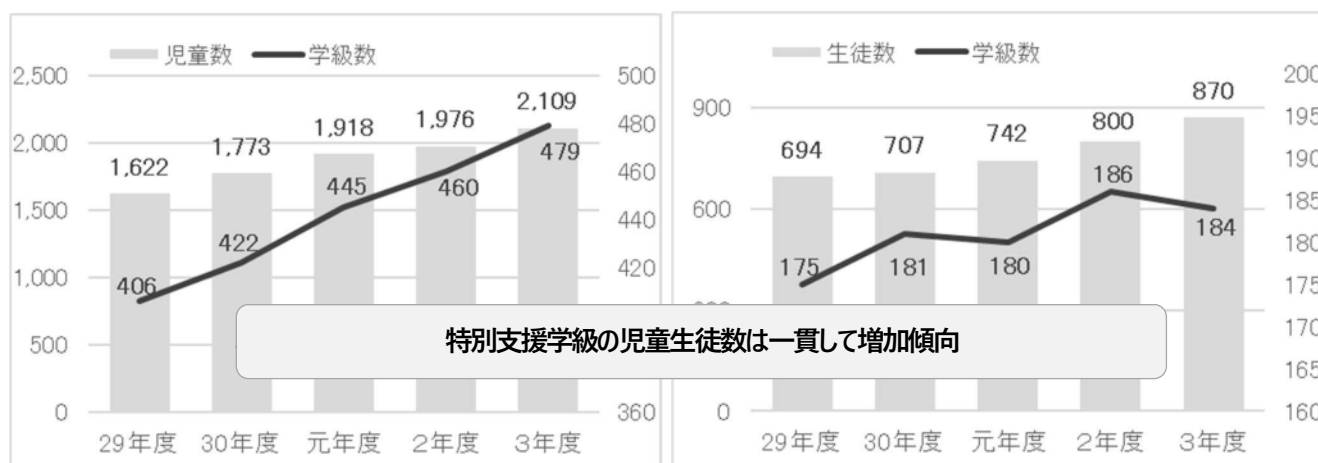
※令和2年度は、長欠＝病気＋不登校＋新型コロナウイルスの感染回避＋その他

※不登校出現率は1,000人あたりの数（不登校者数÷全児童・生徒数×1000）

※令和2年度は、「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が追加された。

(4) 本市小学校特別支援学級の推移

(5) 本市中学校特別支援学級の推移



少人数化、児童生徒増のほか、このような支援を必要とする児童生徒の増加に対応するための定数改善と同時に、将来を担う質の高い教員の確保が不可欠。

(抜粋)

要 望 書

令和3年7月

指定都市教育委員会協議会

1 教職員配置の充実改善

学校教育の一層の充実を図るため、大都市における特有の事情を御勘案のうえ、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 義務教育費国庫負担制度の在り方

義務教育費国庫負担制度については、公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える重要な事項であることを十分に踏まえ、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講じられたい。

(2) 教職員定数の更なる改善

いじめ等の課題や基礎学力の向上など個に応じたきめ細かな指導を実現し、新学習指導要領に基づく教育活動を着実に実施するほか、小中一貫教育の推進等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。学級編制の標準については、令和3年度より小学校第2学年から学年進行により段階的に35人に引き下げることとなったが、中学校を含め、さらなる学級編制の標準の改定について、引き続き進められたい。

また、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級において、特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が飛躍的に増加しており、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されたい。

なお、その際、次に掲げる定数措置等を実施されたい。

ア 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置状況改善のための、国における配当の充実及び基準の明確化・定数化

イ 学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の指導（一人一人の児童生徒の実情に応じたきめ細かな対応）が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の増及びいじめ・不登校への早期対応をはじめ、児童生徒が抱える諸問題の解決に資するための、児童生徒への指導や支援、家庭・地域・関係機関との連携等を専任する教員の全小中義務教育学校1名以上の加配定数の確保

- ウ 小学校における教科担任制の導入・専科教員による指導の充実や各都市で行われている少人数学級編制を更に充実するための加配定数の確保
- エ 小学校英語の教科化及び外国語教育の充実に向けた小学校英語専科教員の全小学校への配置が可能となる加配定数の拡充及び定数措置基準（24 コマで 1 人）の緩和並びに英語専科教員の英語力の要件の緩和
- オ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導等を行うための指導方法工夫改善加配の基礎定数化の拡充
- カ 特別支援教育コーディネーターの専任化を進め、教育的ニーズのある全ての児童生徒への早期対応や、教育相談・療育機関等の関係諸機関と適切に連絡・調整するなどの包括的な対応により、総合的に特別支援教育を充実するための、各学校 1 名の加配定数の確保
- キ 授業時間数が増加したことに対応するための定数の改善
- ク 初任者研修指導教員の定数措置の改善（本来の基準である初任者 4 名につき指導教員 1 名の割合での定数措置）や教育センター等における研修定数の拡充、養護教諭等の増員、栄養教諭及び学校栄養職員のより一層の定数改善
- ケ 小中一貫教育の利点を活かした教育活動が可能となるよう、義務教育学校や中学校併設型小学校・小学校併設型中学校はもとより、小中一貫教育に取り組むその他の学校に対しても、教職員定数の加配措置及び外国語をはじめとする小学校高学年における専科教育の充実や、小・中学校両教育課程に携わる教員の負担軽減等のための標準法改正を含めた教職員定数の確保
- コ 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校において、児童生徒にきめ細かな指導を行うための加配教員の確保
- サ 学校事務職員が学校における総務・財務等の専門性等を活かし、管理職を補佐して学校運営に関わることができるようにするための定数措置の一層の充実
- シ 基礎定数化された通級指導担当教員や日本語指導担当教員、初任者研修担当教員の定数積算に係る対象要件の緩和や配当

基準の改善

- ス 大量退職・大量採用が続く中、出産休暇・育児休業取得者（育児短時間勤務者含む）や介護への配慮が必要な教職員や再任用教職員が増加傾向であることを踏まえた、働きやすい環境づくりを進めるための定数の改善。特に、育児休業者又は育児短時間勤務者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも国庫負担の対象とすること。
- セ 少人数、個別指導、多言語対応など個別の状況に基づき定数を充実されたい。特に、不登校児童生徒のための教育施設や、夜間中学については、少人数教育が必要であるため、学級編制基準の特例を設けるなど実態に合った財政措置及び定数配当の充実を図られたい。

（３）教員の給与改善

教育水準の維持向上には、優れた教員の確保が不可欠であること、また、教員の大量退職により教員の確保が一層困難になること、更に、優秀な人材が必要な数だけ確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くこと等を踏まえ、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度を至急確立されたい。

教職調整額の見直しにあたっては、実態に即した制度設計と確実な財政措置を講じられたい。

また、教員の給与水準は、給与負担等の指定都市への移譲に伴い、各指定都市が決定することとなったが、教員の給与制度の根幹については、法定されているところである。今後更なる教員の給与制度の改善に向け、教育の機会均等と教育水準の維持向上の観点から、次の事項に配慮しつつ、一定の指標ないし基準を策定されたい。

ア 管理職手当の改善

イ 教員特殊業務手当の改善

特に、児童又は生徒に対する緊急の補導業務及び児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務に係る手当の支給要件の緩和

ウ 給料月額の改善

(4) 県費負担教職員の給与負担等の移譲後における財政措置

県費負担教職員の給与負担等が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴い新たに発生した人事・給与事務等について、引き続き現行の教育水準を安定的に維持するために、必要な体制の整備・確保に要する財政需要があることから、国庫負担を行った上で、各都市の実情を考慮し、必要に応じて財政措置を講じられたい。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実

今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の更なる増加が予想される現状において、日本語指導が必要な児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実並びに基礎定数化に伴う対象要件の緩和及び配当基準の改善を図られたい。

また、外国人児童生徒等とその保護者が日本の学校生活について十分理解できるように母語で支援ができる支援員や、地域での学びを支える学習支援員の配置等に加え、外国人児童生徒等の母語・母文化の保持と伸長を推進する場の提供や支援員の配置等について、適切な財政措置を講じられたい。

さらに、初期指導等を行う拠点施設におけるＩＣＴを活用した日本語学習が行えるよう、機器及びコンテンツの導入経費のための財源措置の充実を図られたい。

(6) 障害のある教員への指導時数等軽減措置の制度化及び法定雇用率の達成に向けた体制づくり

障害のある教員に対し、必要に応じて指導時数等の軽減が図られるよう、財政措置を講じられたい。

また、法定雇用率の達成に向けた体制づくりが図られるよう、教職員定数の確保を講じられたい。

(7) 補習等のための指導員等派遣事業

教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）について、国庫補助基準額の引き上げ及び国庫補助率の嵩上げを図られるとともに、民間事業者を活用した人員配置及び指導員の研修やコーディネーターの配置、地域人材（報償

費による有償ボランティア）に係る経費についても補助対象を拡大するよう、更なる財政措置の拡充を図られたい。

請願要旨に対する本市の考え方について

- 請願要旨 1 「行きとどいた教育を実現するために、中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施することをはじめとした学級編制標準のさらなる見直しや学級数によらない教職員の定数改善、「学級編制基準の弾力的運用」のための加配等、ゆたかな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。」について

令和3年度に、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、義務標準法が改正され、小学校の学級編制の標準を学年進行により段階的に 35 人に引き下げられることとなりましたが、中学校においても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が必要であると考えております。

そのため、今後、さらなる少人数学級の拡充を含め、教職員定数の改善を図るためには、国による財源措置と義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となります。

また、本市では、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数学級も含め、少人数指導やチーム・ティーチングを選択できるようにしており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるよう、教育環境の充実を図ることが重要であると考えております。

そのため、小学校の学級編制の標準が 35 人となった後も、学校の実情によってきめ細やかな指導ができる加配定数の確保が必要となります。

以上のことから、引き続き、きめ細やかな指導体制を構築するための定数改善については、様々な機会を通じて国に要望してまいります。

さらに、高等学校につきましては、令和３年度の義務標準法の改正にあたり、衆参両院において「高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること」等を含む附帯決議が付されていることから、今後の国の動向等を注視するとともに、高等学校生徒の入学定員計画については、公立中学校卒業予定者の動向や私立高等学校等の配置状況などを十分に考慮しながら、本市だけではなく神奈川県内の公私立高等学校設置者で定めていることから、引き続き、県内の公私立高等学校において、協調しながら取り組んでまいります。

●請願要旨２「学校の働き方改革・長時間労働是正にむけて、教職員の加配や少数職種の配置増などの予算を確保・拡充すること。」について

教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、本市においても教員の長時間勤務を是正するとともに、教員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら、業務遂行できるようにすることが重要であると考えております。

本年３月に「第２次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を定め、業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保等、教職員の負担軽減につながる取組とともに、時間外在校等時間の縮減に向けた教職員の意識改革も総合的に実施することとしております。

今年度から、国において、授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続等の他、小学校高学年の教員の持ちコマ数の軽減による教職員の負担軽減に資するために、小学校における教科担任制の導入に伴う専科教員 950 人分の定数改善が図られました。

また、義務標準法における少数職種とは、専門性を要する職として、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員、学校事務職員が該当いたします。同法において、養護教諭及び栄養教諭・学校栄養職員の定数については児童数、学校事務職員の定数については学級数で算定することとされております。養護教諭は、児童生徒等の健康問題における関係職員の連携体制の中心を担い、栄養教諭・学校栄養職員は、食に関する指導における教職員間の連携等の要としての役割を果たし、学校事務職員は、より広い視点に立って、校長を学校経営面から補佐する学校運営チームの一員としての役割を果たすことが期待されております。

以上のことから、教職員負担軽減に効果が特に高く、業務改善につながる加配定数の改善等については、様々な機会を通じて、国に要望してまいります。

●請願要旨 3 「義務教育費国庫負担制度を堅持すること。」について

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹をなす、「教育の機会均等の保障」「教育水準の維持向上」「無償制」について、国が責任を持って支える制度とされており、これまで一定の役割を果たしてきたものと考えておりますが、本市といたしましては、都道府県や政令市間において、教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずることを前提として、国から地方への税源移譲により、地域の実情に応じた、創意と工夫に満ちた教育行政を展開していく必要があると考えております。